

かすみがうら市教育委員会10月定例会会議録

1 招 集 期 日

平成28年10月27日(木)

2 招 集 場 所

あじさい館 会議室3・4

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 恵 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
図 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 裕 之
千代田中・下稲吉中地区公民館長	吉 田 均
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協 議 事 項

報告第14号 かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について

報告第15号 志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会委員の委嘱について

7 会 議 の 大 要

開会 午前9時00分

学校教育課総務担当係長 : 起立、礼、着席。
 教 育 長 : おはようございます。
 本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
 これより、10月の定例教育委員会を開催いたします。
 次に、「教育長報告について」、私よりご報告させていただきます。
 資料教育長動静により報告する。(10月の教育長事務報告、内容省略)

委 員 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
 11日の市政懇談会、南小の時には出られませんでした。今回は出席なされたようですが内容を教えていただきたい。

教 育 長 : はい。北小の方。
 教 育 員 : どのような。ちょっとよろしいでしょうか。
 教 育 長 : 地方創生。主な議題は地方創生について。西山理事の方から説明がありまして、それに対する質疑がありまして、その後一般の参加者から市のほうに質問などがありました。プールの件、つまり温度が上がらないような、そういう状況を伺っているのですけれども、実際の所はどうだとか、今後の見通しはどのように考えているかとか、そういうような具体的な市民の質問がいくつか出ていました

委 員 : 特に統合した後で地域の衰退みたいな、住民のそういうのはなかったですか。
 教 育 長 : 特にそれはなかった。
 教 育 員 : 今回、千代田の懇談会を見て、とにかく自分の地域の振興というかそういうのをすごく憂えていますよね。なんとかしたいという気持ちが相当あるように感じたので、統合した後の地域住民の懇談会をして、そういう意見が出たのかなと思いましたので。わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 : その他。
 教 育 員 : 6日の関東大会出場部活動報告会は、どういう競技で関東大会に出たのか教えていただければ。

教 育 長 : 霞ヶ浦中学校が男子ソフトテニス。これは県大会優勝しまして、県の代表として関東大会に団体として出場しています。女子も出場しています。下稲吉中学校は柔道部の男女1名ずつ。これは個人戦ですね。それと正式には、部活動はないのですが、レスリングで全国大会に行った子が1人おりまして、この報告もありました。以上です。

委 員 : わかりました。それと18日なのですが、市の音楽発表会があったと思いますし、
 教 育 長 : これ私が参加したのだけですから。
 教 育 員 : そうかもしれませんが、一応、参加できなくても市の大きなあれがあったというだけでも書いておいたほうがいいのかと思ったものですから。

教 育 長 : これ動静ですから、参加しないのまで入れるとえらいことになってしまうので。
 委 員 : わかりました。ありがとうございます。
 教 育 長 : その他。特にございませんか。ないようでしたら、早速、今月の議事に入ります。
 最初に、報告第14号「かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : 報告第14号かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について、平成28年10月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でご

ざいます。かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について、かすみがうら市地区公民館運営規則第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき下記のとおり委嘱しました。このことをかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。委嘱期間は平成28年10月1日から平成30年3月31日までの1年6ヶ月でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、報告第14号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、報告第14号については、原案のとおり承認します。

次に、報告第15号「志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会委員の委嘱について」を、議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : 報告第15号志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会委員の委嘱について、平成28年10月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会委員の委嘱について、かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱の規定に基づき下記のとおり委嘱しました。このことをかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

当統合委員会につきましては、平成26年3月以来休止というような〇〇されておりますが、今年度、教育委員会のほうで子どもを支える地区懇談会を実施しまして、市では現在の小中学校適正化実施計画を見直す方向となりましたことから、その状況を報告する必要が生じたため、再開にあたり、教職員の代表である4名の校長を委嘱するものでございます。なお、他の区長の代表、学校協力委員さんの代表、さらにPTAの代表の委員につきましては、当面、休止した委員で兼任していただくよう考えているところでございます。委嘱した者につきましては、志筑小学校の神田校長、新治小学校の高久校長、七会小学校の高野校長、上佐谷小学校の西野校長でございます。委嘱の期間は28年4月1日から調整する事項が終了するまでとしてございます。以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

委 員 : だいぶ状況も話の内容も変わってきたので、千代田中学校の校長を入れるというのは、新しくはできないのかな。

学 校 教 育 課 長 : 今回の協議につきましては、統合委員会の設置がこれまでの小中学校適正規模化実施計画に基づいた統合委員会というような位置づけと認識しております。そうした中で今回はこれまでの経過を報告させていただいて、昨日、統合委員会を実施いたしました。この統合委員会につきましては今後どうするかというような協議を昨日行ったところでございます。考え方としては、適正規模化実施計画に基づいて設置している統合委員会、というような位置づけでございまして、今後見直しをしていくというようなことでございます。それで事務局の判断といたしましては、統合委員会につきましては、ここで一旦解散をして、今後見直しを行った後に、新たにその枠組みの中で委員さんを選出していただくのが適当かなと考えております。そうしたことで、今度ですね、例えば、小学校が4校と中学校が、となるかわかりませんが、小中一貫校というような位置づけがされた場合は、中学校の関係者も委

員に加わることは想定されるかと思いますが、現時点では現在の統合委員会の委員さんということでございますので、こういったことで整理をしているところでございます。以上です。

委
教

育

員：
長：

わかりました。

ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、報告第15号については、何か、ご意見ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

ご意見なしと認めます。よって、報告第15号は、原案のとおり承認します。

以上で、本日の付議案件の審議は。すべて終了いたしました。事務局から2件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしとのことです。日程に追加することにいたします。追加議案について。

それでは議事に入ります。議案第44号「かすみがうら市学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

指 導 室 長：

議案第44号かすみがうら市学校管理規則の一部を改正する規則について、平成28年10月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校管理規則の一部を別紙のように改正するというので、次のページをご覧ください

かすみがうら市学校管理規則の一部を改正する規則、かすみがうら市学校管理規則の一部を次のように改正する。第18条の次に次の1条を加える。（学校事務の共同実施）第18条の2、教育委員会は、学校事務の適正化及び効率化並びに学校運営の支援を行うため、複数の学校が該当学校の学校事務の一部を共同で処理（以下「共同実施」という。）する組織として、協同実施グループを置くことができる。2 全校に規定する共同実施グループは、学校の事務職員をもって構成する。3 教育委員会は、第1項の規定により共同実施グループを置いたときは、協同実施の中心となる学校として、拠点校を指定する。この場合において、拠点校の校長は、共同実施グループを監督するものとする。4 前各項に掲げるもののほか、協同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。附則、この規定は、平成28年10月31日から施行する、ということでございます。

共同実施ということについてですが、平成23年10月に県の義務教育課の査定の茨城県の公立中学校学校事務に関する指針に基づいて、市町村の学校に勤務する事務職員が委員会や校長会、地域の小中学校とも連携しながら学校内外において学校事務の組織化を進めることで学校事務の効率化や事務機能の強化を図って、教育活動の充実や学校経営の活性化を目指すものとして始まりました。現在、茨城県44市町村の中で、31、2の市町村がすでに共同実施を行っております。最終的な共同実施の目的ですが、事務職員の持つ行政的な専門知識や能力を学校運営に発揮して様々な諸問題に迅速に対応することによって、最終的に教職員の業務に係る時間、それを少しでも児童生徒一人一人に先生方が向き合う時間を確保するというのが目的で始まっております。そういう中での改正になりますので、よろしくお願いいたします。

教

育

長：

ただ今のご説明について、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

ご質疑がないようですので、議案第44号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

ご意見なしと認めます。

よって、議案第44号については、原案のとおり決します。

次に、議案第45号「かすみがうら市学校事務の共同実施に関する規定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

指導室長： 議案第45号かすみがうら市学校事務の共同実施に関する規定について、平成28年10月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校事務の共同実施に関する規定を別紙のように定める。

次のページをご覧ください。訓令といたしましてかすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程、ということで、趣旨として、この訓令はかすみがうら市立学校管理規則第18条の2第4項の規定に基づき、学校事務の共同実施に関し、必要な事項を定めるものとする、というようなことで、第2条から第8条まで、組織、それと学校事務共同実施協議会について共同実施グループの所掌事項につきまして、事務上の職務、実施計画等、というようなことで、記載されております。この訓令は平成28年10月31日から施行するということになっております。よろしく願いいたします。

教育長： ただ今の説明について、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

ご質疑がないようですので、議案第45号については、なにかご意見ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

ご意見なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり決します。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課長： 学校教育課より、順次、説明をお願いします

指導室長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

生涯学習課長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

郷土資料館長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

霞ヶ浦中地区公民館長： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

千代田中・下稲吉中地区公民館長： 霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

図書館長： 千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

図書館長： 図書館の事業報告及び計画を説明（10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略）

教育長： ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

特にないようですので、次の、その他の事項に入ります。

報告事項等がありましたら説明をお願いします。

【学校教育課】その他にて報告あり

学 校 教 育 課 長 : ご説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、議会の方にも11月4日に、文教厚生委員会で内容的には同じようなものを説明させていただくこととなっております。

(1) 千代田中学区4小学校の学校統合について

1点目、千代田中学校区4小学校統合についてということで、資料については恐縮ではございますが、第3回の報告会の資料を添付させていただきます。

状況といたしましては、第3回の報告会については、教育委員の皆さんもご参加いただきまして誠にありがとうございました。参加人数といたしましては、147名の参加でございました。第1回目に参加者傍聴席の合計が124人、第2回は276人ということで、3回の延べ人数は547人というようなこととなっております。懇談会の内容につきましては、教育委員の皆さんもご出席いただきましたので、資料の説明は省略させていただきますが、アドバイザーの先生方からの総括の後、市長から市内小中学校の今後の在り方ということで市の判断が説明をされました。内容につきましては千代田地区4地区の統合は、地区懇談会の結果を踏まえると、現行の統合先では実行が困難な状況と判断しており、小学校統合に向けた新たに検討をすることとし、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行いたいというように考えている。

また、生徒数の減少が懸念されていることから、小学校統合のみならず、中学校の在り方も踏まえ、どのような統合が望ましいか、さらに開校後の施設の活用についても検討して参りたいと報告がございました。その後、質疑応答では多くの皆様からご意見等を頂いておりますので、今後の参考にさせていただければと考えているところです。

なお、今後につきましては、中学校の適正化を含めた、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行うということから、学区審議会に審議をお願いする必要がありますので、今後その準備を進めて参りたいと考えているところでございます。

さらに昨日、休止となっております統合委員会を開催いたしました。今回の地区懇談会を含めたこれまでの経過を報告させていただいて、その後に統合委員会の今後についてご協議をいただきました。事務局の考え方といたしましては、現行の小中学校適正規模化実施計画を見直すことになるため、現在の統合委員会は発展的に一旦解散し、計画の見直し後、改めて委員さんを選考していただければどうかと提案いたしましたが、解散せず存続して委員の入れ替えをすべきとの意見や、解散すべきとの意見がございましたが、出席者が委員さん15名中9名、

教 育 長 : 16名。

学 校 教 育 課 長 : 16名で1名欠員となつてございまして、15名中9名ということでございまして、欠席者が多い状況でございますので、再度協議する必要があるとのことから、改めて開催して協議を行うこととなっております。

(2) 霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の見直しについて

2点目の霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の見直しについて、でございます。資料が第2回の霞ヶ浦中学校スクールバス調整委員会資料を添付させていただきます。この件につきましては、運行基準の中で、スクールバスの運行については3年ということと、その後の運行については改めて協議するという内容になっていることから、見直しについて検討するというようなことで、調整委員会を行ったものでございます。

見直しの検討にあたりましてはアンケートを取りまして、それを基に

考え方を整理しております。次第の1枚めくっていただきますと霞ヶ浦中学校スクールバス運行に関するアンケート調査の結果について、ということで、こちらは調査を7月の11日から20日ということで、対象が霞ヶ浦中学校の保護者及び霞ヶ浦中学校区の小学校5・6年生の保護者対象で実施いたしました。

調査結果といたしましては、まず基本事項は、回収状況が全体で35.3%。その他ですね、子どもの学年は記載のとおり、子どもの性別も記載のとおり、スクールバスの対象地区の内外ということでご覧のように整理をいたしております。続いて2ページ目、スクールバスの利用状況も記載のとおり。コースもご覧のような内容です。

質問事項の集計でございます。質問の1については、スクールバスの運行については、学校統合による負担を解消することを主な目的とし、概ね6kmを超える地区を対象として運行していますが、引き続き運行する必要があると思いますか、というような設問でございます。概要といたしましては、運行する必要があるとの回答が全体の3.4%と少数でございました。

質問の2については、現在のスクールバスは、大型または中型程度のバスにより無料で運行していますが、適当であると思いますか、という設問でございます。集計の概要といたしましては、適当であるとの回答が全体の52.2%ですが、区域内では66.7%と区域外と比べ数値が高くなっております。反対に適当でないとの回答は、全体の13.2%であるが、区域外では16.5%と区域内と比べ数値が高いということでございます。

質問の3は、現在のスクールバスは、計画的な運行ができるよう、年度単位で登録した生徒を対象として、運行していますが、適当であると思いますか。なお、今年度は試行的な運用として、1学期中に追加利用希望調査を行い、空席の範囲内で利用を認めることとしております。当てはまるものひとつに○を付け理由もお書きください、という設問でございます。概要といたしましては、4ページに記載してございますが、適当であるとの回答は全体の61.0%ですが、区域内では77.3%と区域外と比べ数値が高いような状況です。適当でないとの回答は、全体の10.7%ですが、区域外では12.2%と区域内と比べて数値が高い状況です。

質問の4は、学校まで自転車で通学をする場合、道路や安全施設の整備状況について、十分であると思いますか。当てはまるものひとつに○を付け理由もお書きください。質問4と5につきましてはスクールバスの対象地区の方に対するお伺いということでございます。概要は、十分でないという回答が全体の59.1%と数値が高く、特に、霞ヶ浦中学校と霞ヶ浦北小学校での数値が高いような状況でございました。

質問の5は、翌年度以降、スクールバスが運行される場合、スクールバスを利用したいですか。当てはまるものひとつに○を付け理由もお書きください、との質問です。概要は利用したいとの回答は全体の74.2%と数値が高く、特に、霞ヶ浦中学校と霞ヶ浦北小学校での数値が高いような状況です。

次の5ページから12ページまで、それぞれの質問の理由欄を全部整理している資料です。後程ご覧いただけたらと思います。

特に質問の2で、現在の無料の運行が適当であるかとの質問に対しては、反対の意見としましては料金を取るべきだとの記述、これは多い理由は自転車通学の場合は自転車を購入する費用がかかるということで、そちらと比較すると公平でないという意見が、多々見受けられるような

状況となっております。その他にも料金は若干取ったほうが良いという意見がございます。そのような状況です。

質問の4では、通学路の状況ですが、整備についてはまだ歩道の整備が不足している、外灯の整備が不足している、後、道路に出ている雑草等が多いというような内容が多いような状況となっております。

13、14ページに実際アンケートをした依頼文を記載しております。14ページでこれまでのスクールバスの利用者数とスクールバスの利用率を提示してアンケートを実施しました。利用率をご覧になれますと26年度、27年度ございますが、26年度が平均しますと7割程度でございます。27年度はそれより若干利用率が低下しているような状況でございます。

次に、15ページでは、通学に関するアンケート調査の結果ということで、こちら調査期間は同じでございます。調査対象は霞ヶ浦中学校の生徒を対象としました。回収率が86.4%で、学年性別、通学方法は記載の通りでございます。

16ページをご覧くださいますと、質問と集計ということでございます。質問の1は、現在の通学方法に満足していますか。当てはまるものに○を付け、理由もお書きくださいということで、集計の概要としては、「満足している」と回答している生徒は、全体で74.3%でございます。通学方法別でも、「満足している」と回答している生徒は、自転車・バスともに全体の数値とほぼ同様でございます。

質問2では、現在の通学経路は、安全であると思いませんか、という質問です。概要は「思う」と回答した生徒は、全体で57.1%、「思わない」と回答した生徒は、30.4%でございます。自転車通学の生徒は、「思う」と回答した割合が51.8%、「思わない」と回答した割合が30.4%ございまして、一方、バス通学の生徒は、「思う」と回答した割合が75.9%、「思わない」と回答した割合が5.1%となっております。自転車通学よりバス通学の生徒の方が、安全であるというような割合となっております。

17ページがアンケートの依頼文でございます。18ページを開いていただきますと、スクールバス運行基準に対する意見についてということで、現在の運行基準を示しまして、(2)では運行基準に対する意見についてということで、霞ヶ浦中学校のスクールバスについては、中学校の統合によって負担が増えることになる北中学校の生徒が、安全に通学し、かつ、通学を容易にするため運行することにあわせ、公平性の観点から、同条件で南中学校区も運行しています。また、スクールバスの運行は、運行開始後3年間を目安とし、その後の運行については、利用状況等を考慮し、見直しについて協議することとしていることから、今般、運行基準について、保護者の皆様のご意見を伺うものとしておりまして、①でアンケートの結果の状況については、先程の説明させていただいた内容を、さらに解釈したものでありまして、運行の必要性、さらに運行の形態、登録の方法、道路等の整備状況というようなことで、整理をいたしました。

②の運行基準の見直し(案)の考え方ということでございます。利用希望や道路等の整備状況から、現時点では引き続き運行することとし、平成30年度末までに、運行の必要性を含めた見直しを行うこととしたということと、運行の形態については、バスの規模はより効率的に運行できるよう、また、現状に合わせ中型または小型に見直しをしたい。また、料金については自転車通学者との公平性などから有料化が適当であるとの意見があることなどから、今後の検討課題とし、小学校のスクー

ルバス運行基準と同様に、運行料金を含めた見直しを行いたい。登録の方法についてはこれまで通り年度登録を基本としますが、弾力的な運用も望まれておりますことから、今年度試行的に実施した空席の範囲内で2学期からの追加登録は認めることとしたい。さらに乗車率が低い状況もございまして、より効率的な運行が求められていることから、正当な理由がないにも関わらず利用しない場合は、登録を取り消すことを記載し、明確にしたいということで、4点目については、これまでもスクールバス運行規程という例規を別にもってございますが、そちらにも利用しない場合は取り消しということに記載してございますが、これまで運行基準の中では明確にしてこなかったのが、その点明確にさせていただければというような考えです。これを説明させていただきまして、保護者が、参加者が、実際に役員さんを含めて7名でございました。その中で、意見があったのは、当初、統合に伴って運行するというので、無料で運行を開始したので、引き続きそのような形での運行が必要であるというような意見を述べられた方がおりました。

今後については、本日教育委員会でもご説明させていただいて、今後、議会の方、文教厚生委員会に説明させていただいて、先程の課の予定にもございましたが、11月17日に第3回目のスクールバス調整委員会を開催しまして、見直し案を提起して、審議を行っていただく予定でございます。2点目については、以上でございます。

(3) かすみがうら市教育振興基本計画（素案）について

3点目のかすみがうら市教育振興基本計画（素案）について、でございます。こちらについてはかすみがうら市教育振興基本計画（素案）ということで、素案の前にですね、かすみがうら市教育振興基本計画（素案）について、ということで若干整理した書類を作っております。計画策定の主旨としましては、28年度末をもって現行の計画が終了しますことから、国の教育振興基本計画を参照しつつ、かすみがうら市教育基本計画29年度から33年度を策定するものでございます。計画の位置付けは教育基本法第17条第2項が規定する計画として策定するものです。概要といたしましては、かすみがうら市の教育基本理念を筆頭に、学校教育の目標及び生涯学習の目標を掲げ、かすみがうら市の教育を推進していくために4つの教育政策の基本体系を以下のとおり掲げまして、この4つの基本体系からなる具体的な施策を実行していく計画となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。今後の予定でございますが、こちらについても今後文教厚生委員会に説明と、議会の全員協議会等にも説明を予定しております。その後、意見公募ということで、パブリックコメントを実施する予定となっております。意見公募の期間が12月23日から1月5日を予定してございます。）計画素案の公表、予告期間、公募予告の主旨については記載の通りでございます。その他、意見公募終了後の予定でございますが、策定委員会を1月の下旬に開催していただきまして、パブリックコメントで出された意見等の報告、さらには、修正が必要な場合は修正をお願いするような予定であります。その後1月の定例教育委員会で予定しております。その後市議会のほうに2月に報告するような予定となっております。なお、この素案の策定にあたりましてはワーキングチームの会議と策定委員会の会議をそれぞれ3回開催いたしまして、順にまとめあげた内容となっております。

素案の内容でございますが、表紙をめくっていただきますと次のページに目次がございます。全体構成といたしましては、策定の方針、かす

みがうら市教育の現状、教育施策の大綱、基本計画案、というようなことで、全体で96ページの計画となっております。

まず、策定の方針でございますが、4、5ページに趣旨から策定方針まで掲げております。7ページからかすみがうら市教育の現状ということで、かすみがうら市の概況、さらにかすみがうら市の教育を取り巻く現況というようなことで整理をしております。

25ページから教育施策の大綱というようなことでございます。26ページ、27ページで教育の基本理念、さらに28ページ、29ページ、30ページで教育施策の基本方向をまとめてあります。なお、この教育の基本理念と教育施策の基本方向につきましては、先の総合教育会議で大綱については別途お諮りいたしてご協議をいただいております。基本計画のほうが進んでおりますが、総合教育会議につきましては、11月中に開催をさせていただいて、別途、大綱についてはご協議をいただくような予定で現在考えております。今後日程の調整等をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

33ページから実際の基本の計画ということで、こちらについては第1節から第4節で構成しております。第1節が学校教育の充実で、33ページから58ページまで、それぞれの施策毎に、34ページを開いていただきますと、まず初めは幼児教育の分野でございますが、構成といたしましては現況と課題を挙げさせていただいております。こちらについては前年度実施したアンケート調査や現在の社会の状況、それと現在の課題を整理いたしまして、35ページの具体的施策の取組み方針というものを掲げております。こちらについては大綱の中の教育施策の基本方向に基づいた方針を掲げておりまして、それに基づいて具体的な施策をそれぞれの事業毎に整理をいたしているような整理のしかたとなっております。内容につきましては、だいた量が多くのものですから、後程ご覧いただければと思います。

59ページから、第2節で、社会性豊かな青少年の健全育成ということで、青少年関係の育成に関する計画でございます。さらに69ページからは第3節で、生涯学習の充実ということで、生涯学習関係のそれぞれの施策を掲げてございます。89ページからは地域文化の継承と創造ということで文化に関する施策をまとめているような内容となっております。

内容につきましては、申し訳ありませんが、時間もございませんので省略させていただきたいと思っております。説明については以上でございます。

教 育 長 : ただ今の件につきまして、何かご質疑ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 部 長 : 大変ボリュームのある資料が今回ありますので、今回だけではなくて、例えば次回とかそういった時に、もしお気づきの点等ありましたら、ご指摘いただければ、まだまだ確定には至りませんので、十分参考にしていきたいと思っておりますので、今日だけということではなく、お考えいただければと思います。

教 育 長 : それでは、次回以降、もしご意見がありましたら、その場で出させていただくということでお願いしたいと思っております。

その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思っております。次回の定例教育委員会は11月25日金曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

学校教育課総務担当係長 ： お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。
起立、礼。

閉会 午前 10 時 17 分

委 員 長

書 記 加藤洋一

書 記 岩田幸生